

統 審 議 第 9 号
平成13年11月9日

総 務 大 臣
片 山 虎 之 助 殿

統計審議会会長
竹 内 啓

諮問第275号の答申
個人企業経済調査の改正について

総務省は、個人企業経済調査（指定統計第57号を作成するための調査）について、個人企業における系列化の進展や事業主の高齢化等を踏まえ、個人企業の景気動向や構造的変化をよりの確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図る観点から、別途統計報告の徴集として実施している個人企業営業状況調査を統合し、標本数の拡充、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ、審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査体系及び調査票の構成

今回の改正計画では、個人企業経済調査と個人企業営業状況調査を統合し、個人企業の動向に関する調査と個人企業の構造に関する調査に組み替え、現行の5種類の調査票（個人企業経済調査における「企業票」、「営業収支調査票」、「営業資産・負債票」及び「損益計算票」並びに個人企業営業状況調査における「個人企業営業状況調査票」）を、「動向調査票」と「構造調査票」の2種類に再編する計画である。

これについては、「動向調査票」により、「業況の水準」等の事業主の業況判断と「売上げ金額」等の個人企業の営業状況が併せて把握できるようになり、個人企業の景気動向をよりの確に把握できるようになること、「構造調査票」により、個人企業の経営形態、事業主の状況、営業上の資産及び負債の状況、経営上の問題点等個人企業の構造的変化をよりの確にとらえられるようになること、調査票が整理・統合され、報告者負

担の軽減が図られること等から適当と認められる。

(2) 調査対象数の拡充

調査対象数については、結果精度の向上を図るため、1地区から抽出する調査対象事業所の数を増やすことにより、今までの約2,800事業所から約3,700事業所に拡充することとしている。

これについては、結果精度の向上が図られるとともに、これまで調査対象数が少ないために一部表章されなかった従業者の規模別区分等についてより詳細な表章が可能となるなど調査結果の有用性が增大すること、調査対象数の拡充と併せて調査周期の延長や調査事項の削減等がなされ調査全体として報告者負担の軽減に配慮したものとなっていること、調査対象数については実査上の負担も考慮したものとなっていること等から適当と認められる。

(3) 調査事項

調査事項については、「動向調査票」において、個人企業の景気動向を的確に把握するため「業況の水準」等について新たに調査することとしている。また、「構造調査票」においては、近年の個人企業における系列化の進展や事業主の高齢化等の構造変化を的確に把握するため「チェーン組織への加盟の有無」、「事業主の年齢」、「後継者の有無」等について、また、個人企業における情報化の状況を把握するため「パーソナルコンピュータの使用の有無」及び「インターネットへの接続の有無」について新たに調査することとしている。

「業況の水準」等の「動向調査票」における調査事項については、社会経済情勢の変化に伴う個人企業の事業主の業況判断をよりの確にとらえるものであり、個人企業の景気動向の的確な把握に資するものであることから適当と認められる。

また、「構造調査票」における調査事項については、個人企業の経営形態の変化による系列化の進展状況、個人企業の事業主の高齢化等の状況をとらえるとともに、情報通信技術の発達に伴う情報化の急速な進展を踏まえ、個人企業における情報化の状況を明らかにするものであり、個人企業の経営状況等の的確な把握に資することから適当と認められる。

(4) 調査の周期及び方法

ア 調査周期

調査周期については、「動向調査票」による調査について、これまでの毎月調査（「営業収支調査票」による調査）を、事業主の業況判断も調査事項に含めた四半期ごとの調査に改める計画である。また、これに伴い同一の調査対象に対する調査期間を、現行の6か月から1年に延長する計画である。

これについては、法人を対象とした景気動向に関する調査も四半期ごとに実施されており、個人企業の景気動向を把握する観点から四半期ごとの調査で十分であると考えられること、調査周期が延長され報告者負担の軽減に資するものであること等から

適当と認められる。

また、同一の調査対象に対する調査期間を延長することについては、現行では四半期ごとに調査対象の半数が交替していたものが、四半期ごとに4分の1の交替となり、調査対象の交替による調査結果の変動が少なくなること、本調査の改正のための研究調査の結果等により調査期間が1年になっても調査対象事業所の協力が得られると考えられることから適当と認められる。

イ 調査の方法

調査の方法については、調査対象が調査員に調査票を提出する際、「構造調査票」のうち「営業上の資産及び負債」に関する部分について、従来の「営業資産・負債調査票」と同様に、密封して調査員に提出し、密封された調査票はそのまま総務省統計センターに送られることとしている。

これについては、調査対象が個人経営の事業所であり、本調査事項が個人の経済状況に密接に関連しているという点に配慮したものであり、調査対象の協力を得やすくし、調査を円滑に実施する観点からおおむね適当と認められる。

ただし、調査票が、調査員及び都道府県による審査を経ないで総務省統計センターに送付されることから、結果精度の向上を図るため、調査実施部局において、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行う等調査票の内容審査を的確に行うことが必要である。

(5) 集計様式の変更

集計様式については、調査の枠組みや調査事項の見直しに対応した表章の変更を行う計画であり、個人企業についての景気動向や構造変化を適時、的確に表すものとなり、結果利用上の観点から適当なものと認められる。

2 今後の課題

(1) 電子商取引の状況についての把握

本調査では、近年における情報化の進展を踏まえ、今回の改正において「パーソナルコンピュータの使用の有無」及び「インターネットへの接続の有無」について調査する計画である。個人企業における情報化の状況をよりの確に把握するためには、これに加えて電子商取引の状況について調査することが望まれるが、現状では、事業主において高齢者が多いこと等からみて個人企業における電子商取引の実績は少ないものと考えられる。しかしながら、個人企業においても、情報化が一層進展する可能性があることから、個人企業における電子商取引の状況の把握については、今回調査から調査することとなったインターネットの利用状況等を踏まえ、今後、検討する必要がある。

(2) 郵送調査等の調査方法の導入

本調査については、統計調査員による調査員調査として実施されているが、調査対象

の協力を得つつ効率的な統計調査を実施する観点から、今後、他の統計調査における例も参考にしながら、例えば、一部の調査客体について郵送調査を導入すること、調査票の配布・収集の一方を郵送調査で行うこと等の方法も含め、郵送調査導入の可能性について検討する必要がある。また、これと併せて、個人企業における情報化の進展状況を踏まえ、今後、インターネット等を活用した電子的手段による調査導入の可能性についても検討する必要がある。